

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）

## 1 趣旨

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずる。

※3R+Renewable…Reduce（発生を抑制する）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再利用する）+Renewable（再生可能な資源に替える）

## 2 背景

海洋プラスチックごみ問題 気候変動問題 諸外国の廃棄物輸入規制強化 等

国内における**プラスチック資源循環**を一層促進する重要性の高まり

プラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要性

## 3 措置事項

プラスチックのライフサイクル全般での「3R+Renewable」により、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を加速

### ①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

### ③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

### ②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

（環境省資料より）